

北上市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、北上市が障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することにより、障害者の就労支援及び自立と社会参加の促進に資する。

2 調達方針

障害者就労施設等が供給可能な物品、役務の種類に関する情報を収集し、年度ごとに調達目標を定め、障害者就労施設等からの物品調達及び役務提供の需要拡大を推進する。

3 方針の適用範囲

この方針は、北上市の全組織に適用する。

4 調達対象となる施設

法第2条第2項及び第4項において定義された障害者就労施設等のうち、物品等の供給が可能な北上市内の施設等。

5 調達の対象となる物品等及びその目標

- (1) 障害者就労施設等が提供可能な物品及び役務とする。
- (2) 物品等の調達目標は、年度ごとに定めるものとする。

6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等が供給可能な物品、役務の種類に関する情報を収集し、庁内LAN等により全組織へ提供する。
市出資法人及び市補助団体等に対しても情報提供し、調達について協力を求める。
- (2) 市、市出資法人及び市補助団体等において、障害者就労施設等から調達を予定している、または調達可能な物品等に関する情報を収集して障害者就労施設等へ情報提供する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直したときは、市の広報、ホームページ等を通じて公表する。
- (2) 調達方針に基づいて調達した実績は、会計年度ごとに取りまとめ、市の広報、ホームページ等を通じて公表する。

(別紙)

令和5年度調達目標(税抜)

印刷、物品(食材、花苗等)	5,100,000円以上
役務(花苗植栽)	2,000,000円以上
合計	7,100,000円以上